

募集要項等

No.	資料名	該当箇所			質問		回答
		頁	項		タイトル	内容	
1	募集要項	3	第2	4 (3) ア	国庫補助制度・支援制度等の活用	国庫補助制度・支援制度等を活用し、事業費の負担軽減とありますが、国庫補助制度・支援制度の発案・申請等は秦野市様が行うものと考えて宜しいでしょうか。	申請は本市が行いますが、必要となる図面等の作成を求める場合があります。
2	募集要項	6	第2	4 (7)	施設の利用形態	学校専用利用・市専用利用・一般開放利用・付帯事業利用の予約は、それぞれ利用日の何ヶ月前から可能でしょうか。	学校専用利用は、前年度の2月末、一般開放利用は、利用の3か月前の日が属する月の20日からを予定しています。市専用利用については、一般開放利用予約開始前を想定しています。
3	募集要項	6	第2	4 (8)	事業期間	消防署は6月供用開始と考えてよろしいでしょうか。	6月の供用開始予定と考えています。
4	募集要項	6	第2	4 (8)	事業期間	平成30年4月からの供用開始には、南側敷地の施設も含まれるのでしょうか。	南側敷地の施設供用は平成30年9月を予定しています。
5	募集要項	7	第2	4 (8)	付帯事業の事業期間	「敷地の一部に付帯事業施設を整備する場合、事業期間は、本事業契約の締結日から平成50年3月31日までとする。」とありますが、付帯事業施設の部分だけの事業期間が延長する、という理解でよろしいでしょうか。要求水準書54頁、第5、2、付帯事業の実施形態に記載のある、アとイと併用した場合は、付帯事業施設の部分のみが、平成50年3月31日まで事業期間が延長するのでしょうか。	前段の敷地の一部を活用した付帯事業は、本事業契約とは別に、付帯事業の事業者との間に、借地借家法に基づく事業用定期借地契約を締結する予定です。この場合、事業者自らが施設等を整備することを考慮し、事業期間を20年間を想定しています。後段の建物の一部を貸し付ける場合は、借地借家法に基づく普通建物賃貸借契約となり、契約期間は事業期間と同様に10年間を想定しています。
6	募集要項	7	第2	4 (8) ウ	供用開始	北側敷地に設置する複合施設は設計・建設期間が開業準備期間も含んで平成30年5月末までとなっておりますが、学校専用利用については平成30年4月には利用が開始されるということで、学校利用とは、どの居室でどのような利用を想定されていますでしょうか？ また、4月の時点で最低限そろっていなければいけない備品はどのようなものでしょうか？ 4月から6月供用開始の期間における、学校専用利用に係る指定管理者としての人員配置は特段必要ないという認識で宜しいでしょうか。	学校利用とは、要求水準書9ページの表に定める学校施設機能のうち、屋内プールを除く部分における授業及び部活動を想定しています。備品については、上記の施設を利用するために必要となるものを3月までに配置となります。また、人員配置は、学校利用部分の鍵の開け閉めや設備の運転等管理上必要となる人員を配置してください。
7	募集要項	8	第3	1 (1) イ	代表企業	維持管理運営期間(平成30年4月～平成40年3月)について、事業者として貴市と事業全体に関する打ち合わせをする定例等が決まっていたら、頻度等内容をご教授ください。	事業全体に関する打合せについては、年4回程度を想定しています。
8	募集要項	8	第3	1 (2) イ	参加表明書	参加表明書は、応募企業のグループそれぞれが提出するという認識で宜しいでしょうか。それとも参加表明書1枚の書類に連番で提出するというのでしょうか。	参加表明書は、代表企業が押印し、構成企業は、応募グループ構成員表への押印が必要となります。代表企業が取りまとめて提出してください。
9	募集要項	9	第3	1 (3)	受任者での応募	入札参加を支店長等に委任している場合、受任者での応募となりますか。	応募者名は、代表者名となります。
10	募集要項	9	第3	1 (3)	応募者の共通資格要件	念のための確認ですが、これから構成員として新たにご参加頂くことを考慮し、基本協定締結時までに全ての共通資格要件を満たしていれば参加可能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	募集要項	10	第3	1 (4)	応募者の各業務担当企業に求める資格要件	「複数の要件を満たす者は、複数の業務を実施することができることとする」とありますが、2社で施設の運営に関する業務を行なう場合、それぞれの企業がそれぞれの負担業務について資格要件を満たしていれば、要件は達成しているという理解でよろしいでしょうか。 例)以下の2社が、両社で施設の運営に関する業務を実施する場合、 A社:維持管理企業の資格有り、スポーツ運営企業の資格無し B社:スポーツ運営企業の資格あり、維持管理企業の資格無し 施設の運営に関する要求水準のうち、(3)施設運営業務をB社が実施し、それ以外((1)、(2)、(4))をA社が実施する、というスキームは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
12	募集要項	10	第3	1 (4) ア	設計企業の資格要件	(イ)にあるa 延べ面積6,000㎡以上の公共施設と、b 水面積350㎡以上の屋内温水プールは、同一建物でなく、別建物が各々要件を満たしていれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	募集要項	10	第3	1 (4) アイ	屋内温水プールの『水面積』の解釈について	資格要件として『水面積350㎡以上の屋内温水プールの新設』とございますが、プールサイド等のプールの周囲は面積に含まれますでしょうか。	プールサイド等の面積は含んでいません。
14	募集要項	10	第3	1 (4) イ	工事監理企業の資格要件	(イ)にあるa 延べ面積6,000㎡以上の公共施設と、b 水面積350㎡以上の屋内温水プールは、同一建物でなく、別建物が各々要件を満たしていれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	募集要項	11	第3	1 (4) エ	維持管理企業	(イ)維持管理に当たり必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること。とありますが、詳細の定義がありましたらご教授ください。	維持管理企業の(イ)及び(ウ)の資格要件を削除します。
16	募集要項	11	第3	1 (4) エ	維持管理企業	(ウ)業務毎に(ア)及び(イ)の全てを満たす維持管理企業とは、(ア)は、該当する業務について公共施設で2年以上の実績を有し、(イ)は、該当する業務について資格を満たす、という理解でよろしいでしょうか。	No.15の回答をご参照ください。
17	募集要項	11	第3	1 (4) エ(ア)	「維持管理企業の資格要件」について	「総合建物管理業務」の定義をご教示ください。	建物及び設備等の保守管理、警備、清掃等について、一括して請け負う業務となります。
18	募集要項	11	第3	1 (4) エ(イ)	「維持管理企業の資格要件」について	「必要な資格(許可、登録、認定等)」とは、具体的に何かご教示ください。	No.15の回答をご参照ください。
19	募集要項	11	第3	1 (4) エ(ウ)	「維持管理企業の資格要件」について	構成員に不足する資格がある場合、協力企業がその資格を有していれば、資格要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	No.15の回答をご参照ください。
20	募集要項	11	第3	2 (3) ア	提案書について	内容について、各社の独自のノウハウが詰まっているものなので、公表・非公表とするのかの協議、公表する場合もその内容の協議させて頂きたく、あらためてご配慮願います。	公表に用いる部分については、あらかじめ協議させていただいたうえで、提案者の利害を害するものについては、本市の情報公開条例に基づき判断します。
21	募集要項	12	第3	2 (7) カ	提案について	「同一事項に対し、2つ以上の提案がなされた応募」とは、例えばある団体が応募グループAと応募グループBの両方で提案した場合という認識で宜しいでしょうか。 上記以外の考え方もございますでしょうか。	同一企業が二つ以上のグループに属することは、募集要項第3、第1項第2号オにより禁止しています。ご質問の場合は、同一グループが二つ以上の提案を行うことを指します。
22	募集要項	13	第3	3	「選定の手順及びスケジュール」について	敷地の一部に付帯事業施設を整備する場合、事業用定期借地権設定契約を締結するスケジュールは事業契約と同じスケジュールと考えてよろしいでしょうか。	本契約締結後すみやかに覚書を交わし、その後、覚書に従い事業用定期借地権設定契約を締結することとなります。
23	募集要項	13	第3	3	選定の手順及びスケジュール	優先交渉権者の選定及び公表、優先交渉権者との基本協定の締結、事業者との仮契約の締結時期について平成27年6月～11月と記載がありますが、現時点で想定しているそれぞれの時期をご教示下さい。	募集要項「第9 契約の考え方」を参考にしてください。

## 募集要項等

No.	資料名	該当箇所		質問		回答
		頁	項	タイトル	内容	
24	募集要項	13	第3 3	選定の手順及びスケジュール	優先交渉権者との基本協定の締結、事業者との仮契約の締結と記載がありますが、基本協定書及び仮契約書の案をご提示下さい。	現在検討中です。今後、契約書案を公表する予定ですが、参加表明以降の提示となります。
25	募集要項	14	第3 5 (2)	参加表明書等の提出方法	提出書類について、「封筒に入れて提出すること。」と記載がありますが、正本・副本合わせて4部ずつ全ての提出書類(書類番号1-1から1-19)を全構成員分用意すると、多数の封筒に分かれますが、持参による提出の場合も封筒での提出は必須でしょうか。	代表企業が全構成員分を1封筒にとりまとめ、グループ毎に4部提出ください。
26	募集要項	15	第3 6 (2)	事業提案書等の提出方法	様式集の書類提出要領に「提出書類は書類番号順に揃えること。」との記載がありますが、正本1部、副本15部それぞれで、書類番号3-1から3-46まで書類番号順に重ねて提出すればよろしいでしょうか。その際、提案書の綴じ方(ホッチキス留め、2穴ファイル綴じ等)についてご教示いただけますでしょうか。	重ね方は、お見込みのとおりです。2穴ファイル止めでの提出をお願いします。
27	募集要項	16	第4 2	審査会委員について	審査委員である、秦野市職員の氏名、役職をご教示ください。	秦野市政策部長、建設部長、都市部長、教育部長です。
28	募集要項	16	第4 3	審査の方法	応募者ヒアリングを実施すると記載がありますが、現時点で想定しているヒアリングの時期、ヒアリング内容についてご教示下さい。	最終審査に向けて確認を行っておきたい事項に関するヒアリングを想定していますので、平成27年6月となる予定です。
29	募集要項	18	第5 1 (3)	支払方法	秦野市契約規則を開示下さい。	本市の例規集のサイトでご確認ください。 <a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm</a>
30	募集要項	18	第5 1 (3)	支払い方法	「維持管理・運営費相当の支払いは、供用開始から事業期間中に、年2回、10年にわたり支払う。」と記載がありますが、<添付資料1>4頁3、(2)でサービス購入費B「維持管理・運営費相当」より「光熱水費相当」及び「運営業務の収入」を差し引いたもの平成30年4月～平成40年3月(10年間)40回(年4回)と記載されています。支払い方法は<添付資料1>の方法と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	募集要項内の記載は、誤記となります。添付資料1に定める方法が正式なものとなります。
31	募集要項	18	第5 1 (3)	維持管理・運営費の支払い	年2回の支払いとありますが、運営経費の確保の為、前払いで行われるという認識でよろしいでしょうか。	維持管理費・運営費の支払いは、事後払いとなります。なお、支払回数は、募集要項に記載のあるものは誤記となります。添付資料1に定める年4回が正式なものとなります。
32	募集要項	18	第5 1 (3)	支払方法について	年2回でなく、「年4回」という認識で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。募集要項は誤記となります。添付資料1に定める年4回が正式のものとなります。
33	募集要項	18	第5 1 (3)	債務負担について	事業費の債務負担行為の議決はいつの議会を予定されていますでしょうか。	仮契約締結までに議会の議決を求める予定です。
34	募集要項	19	第5 5 (2)	契約保証金	契約保証金は現金による納付でしょうか。	履行保証保険契約がない場合は、現金での納付となります。
35	募集要項	19	第5 5 (2)	履行保証保険契約	履行保証保険を締結した場合、保険証券を市に提出するとありますが、保険証券の原本は、契約当事者が保管するものですので、保険証券の写しを提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	募集要項	19	第5 6 (3)	本市が加入する保険	全国市有物件災害共済会建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険の内容についてお示ください。	それぞれ、下記サイトよりご確認ください。 <a href="http://www.city-net.or.jp/products/building/">http://www.city-net.or.jp/products/building/</a> <a href="http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1244454343983/index.html">http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1244454343983/index.html</a>
37	募集要項	20	第6 3	財務書類の提出	現在、SPCを設立しないスキームにて検討をしていますが、SPCを設立しない場合は財務書類の提出は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	募集要項	23	第8 1	法制上及び税制上の措置に関する事項	法制上又は税制上の措置と記載がありますが、具体的にどのようなことを想定されているのかご教示下さい。	法律の変更等により、税率の変更や業務内容の変更を求められることも想定されますので、そうなった場合は、法に則り契約内容の見直しを行っていくことを意味しています。
39	募集要項	23	第8 2 (1)	国庫補助金について	国庫補助金及び地方債が交付されない場合の提案したサービス購入費は事業を中止しない限り、担保されるとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	募集要項	23	第8 2 (1)	国庫補助金	各種国庫補助金の手続き協力で、適切な時期に適切な資料をご提示するため、補助金申請の数・内容・対応時期等をご教示ください。	現時点では、文部科学省による社会体育施設に対する補助を予定しています。申請手続きの開始は、平成28年度を予定しています。
41	募集要項	24	第9 1	契約書等の公表について	基本協定及び事業契約の案について公表の予定はありませんでしょうか。その場合、契約内容について御市と事業者が十分に協議を行い、決定するとの理解でよろしいでしょうか。	現在検討中です。今後、公表する予定です。
42	募集要項	24	第9 2 (1)	基本協定・基本契約	(1)基本協定と(2)事業契約内の「基本契約書」の違いをお示ください。 (1)と(2)は同一のものではないのでしょうか？	基本協定は、優先交渉権者となったのち、契約に向けた準備を行っていくことを規定するものです。また、基本契約書は、業務が多岐にわたることから、総括的内容について契約を行うものとなりますので、別の性質のものとなります。
43	募集要項	24	第9 2 (2)	事業契約について	基本契約、設計・建設業務委託契約、維持管理・運営業務委託契約について、それぞれの文書案をご提示下さい。	No.24の回答をご参照ください。
44	募集要項	24	第9 2 (2)	事業契約について	設計・建設業務委託契約とありますが、業務の役割が違いますので、設計契約と建設業務契約を分割して契約していただくことは可能でしょうか。	設計・施工の一括契約になります。
45	募集要項	24	第9 2 (2)	設計・建設業務委託契約	設計業務および建設業務は1本の業務委託契約になるのでしょうか。 (通常であれば、設計および工事監理業務は業務委託契約、建設業務は請負契約になるものと考えられます)	お見込みのとおり、1本の契約とする予定です。
46	募集要項	24	第9 2 (2)	事業契約	開業準備業務は、「設計・建設業務委託契約」「維持管理・運営業務委託契約」、どちらの契約に含まれるのでしょうか。	開業準備業務は、設計・建設業務委託契約に含まれます。
47	募集要項	26	第9 3	上限価格	上限価格はいつの時点で算出された価格でしょうか。昨今の著しい物価上昇が今後も続いた場合、入札前にこの上限価格を見直すお考えはございますでしょうか。	契約時点までの物価変動を見込んだ上限価格を設定しています。提案書受付時での上限価格見直しは考えていません。
48	募集要項	26	第9 3 (1)	上限価格及び提案価格	施設整備費と維持管理・運営費(10年間)についてもそれぞれ上限価格が記載されておりますが、合計の事業費が上限である3,547百万円(税抜)に収まっていれば、施設整備費と維持管理・運営費(10年間)のそれぞれの上限は事業者の提案により変更することは可能でしょうか。	施設整備費と維持管理運営費は、それぞれの上限価格内での提案をお願いします。
49	募集要項	27	第10 1	提出書類	1-18「スポーツ施設運営の実績を証明する契約書等の写し」とありますが、各契約先との機密事項であるため、運営している施設名称及び契約期間をお示しすればよろしいでしょうか。	運営実績の証明に足る部分以外の部分で、企業の利益を害する恐れのある部分があれば、黒塗りとしてください。
50	募集要項	27	第10 1	提出書類について	「事業概要書」は公表されてしまうのでしょうか。他グループとの競争に大きな支障が出ると思慮致しますので、ご配慮頂けますでしょうか。公表の場合、提案書提出後の公表として頂きますよう、ご配慮頂けますでしょうか。	情報の取扱いについては、提案者の利益を害することのないよう配慮します。

## 募集要項等

No.	資料名	該当箇所		質問		回答
		頁	項	タイトル	内容	
1	サービス購入費について	1	1	本事業に係る経費について	施設整備費の中に⑦市が行う交付金申請の協力業務に要する費用、⑧本施設の引渡業務に要する費用と記載がありますが、具体的にどのような業務を行うのかご教示下さい。	⑦については、国庫補助金の申請業務に必要となる図面の作成を想定しています。また、⑧については、完工時提出物を基本としますが、他に必要なものがあつた場合には、協議します。
2	サービス購入費について	1	1	本事業に係る費用について	事業が円滑に遂行するよう行う総括マネジメント業務について、設計・建設期間も実施する場合、その費用は施設整備費または開業準備業務として計上してもよろしいでしょうか。もしくは必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	計上する場合は、お見込みのとおりです。
3	サービス購入費について	3		施設使用料について	付帯事業利用として事業を行う際は使用料を有償で使用可能と記載がありますが、指定管理者制度を導入するため、指定管理者の収入になる(＝間接的にサービス購入費Bが削減される)という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、サービス購入費Bについては、本市に支払うべき施設使用料を想定し、あらかじめこれを見込んだ額をご提案下さい。
4	サービス購入費について	3		付帯事業について	付帯事業施設としてトレーニング室、スタジオ、自販機の設置について、建物の占有面積の制限はなく、貴市に使用料を支払い、施設本来の目的を阻害しない範囲で提案するという認識で宜しいでしょうか。使用料は、行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第5条に定める1㎡につき、評価額(建設価額の㎡単価)の7%(年額)が基準で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	サービス購入費について	3		駐車場料金について	市内有料駐車場の実績(利用台数、利用時間帯別台数等)をご教示頂けますでしょうか。	利用台数は、いずれも平成25年度実績で渋沢駅北口駐車場は約51,000台、片町駐車場は約30,000台となっています。なお、時間別の集計データはありません。
6	サービス購入費について	5	3 (2) ア	サービス購入費Aについて	秦野市財務規則及び秦野市契約規則を開示下さい。	本市の例規集のサイトでご確認ください。 <a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm</a>
7	サービス購入費について	6		サービス購入料の改定について	税制変更についてはどのようなお考えでしょうか。消費税増率による、サービス購入料増加も考えられます。ご教示お願い致します。	消費税の税率変更によるものは、反映させる予定です。
8	サービス購入費について	6	4 (2) ア	物価変動に伴う施設整備費の改定について	物価変動の時期について「建設期間内」と記載がありますが、本事業はDBO方式であり提案から着工までに長い時間を要しますので、スライド適用については、「建設期間内」ではなく、「提案書の受付～設計・建設期間終了までに」と考えてよろしいでしょうか。	物価変動の時期については、建設期間内とします。
9	サービス購入費について	9	4 (2) ウ	光熱水費について	「基本的には提案金額を支払額とする。価格改定を検討する機会を設ける。」との記載がありますが、新施設であり光熱水費の想定が難しく、事業者でコントロールできない光熱水費はリスク回避のため多く見積らなければなりません。事業期間中に改定があつたとしても、入札段階では10年間の多く見積もつた光熱水費の計上が必要となり、サービス購入費Bを圧迫せざるを得ず、利用者に対する要求水準に即したサービス提供が難しくなるのではないかと危惧しています。上記を踏まえ、できましたら光熱水費については入札金額から除いて頂けませんでしょうか。もしくは、学校等での利用で想定されている光熱水費をご教示頂けませんでしょうか。また参考のため、市内温水プールの光熱水費をご教示頂けませんでしょうか。	供用開始後1年目と3年目に、実績と原因分析に基づく価格改定の機会を設けています。大きな隔りがあるまま、10年間の金額が固定されるというものではありませんので、ご理解ください。なお、本市の実績としては、平成25年度におけるおね公園温水プールは、年間約8万人が利用し、光熱水費は、約2,720万円(熱源は電気、トレーニングジムの光熱水費も含まれます。)、本町公民館の光熱水道費は約300万円となっています。また、消防署西分署については、指定管理から外れるため、別途本市が負担します。本市が負担する光熱水費については、メーターを設置し、明確に区分して下さい。
1	リスク分担表	1		基本協定の効力を失った場合に生じた損害について	最文末に「この場合において、本市は、優先交渉権者及び事業者が生じた損害について、賠償の責を負わないものとする。」との記載がありますが、優先交渉権者は、御市に生じた損害について賠償の責を負わなければならないとのことでしょうか。	優先交渉権者及び事業者の責によらない場合は、本市に対する賠償の責を負うことはありません。
2	リスク分担表	1		リスク分担について	秦野市契約規則、契約約款を開示下さい。	本市の例規集のサイトでご確認ください。 <a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm</a> 約款は、それぞれ契約書の様式として定めています。
3	リスク分担表	1		リスク分担について	備品更新リスクについて、通常劣化及び事業者の業務に起因するものについては事業者側の負担と考えるのが通常ですが、第三者に起因するものについては都度協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	都度協議に応じますが、原則として、第三者への求償や一時負担等は事業者に対応して頂きます。
4	リスク分担表	1		リスク分担について	本市は、優先交渉権者及び事業者が生じた損害について、賠償の責を負わないものとするとの記載がありますが、片務的な内容になるため再考いただけないでしょうか。	No.1の回答をご参照ください。
1	モニタリングについて	3	3	評価における、次期公募の加点	市によるモニタリング評価が平均より上回つた場合、次期運営期間(平成40年3月以降)の公募にて、インセンティブ(加点)を頂けると、運営の志気も非常に高まると考えますが、いかがでしょうか。	ご意見は参考とさせていただきます。

# 業務要求水準書等

No.	資料名	該当箇所		質問		回答
		頁	項	タイトル	内容	
1	業務要求水準書	2	第1 5	主体	消防署西分署の維持管理が、市の「事業者委託」と記載されていますが、消防署西分署にかかる維持管理についても、特定事業契約で締結する契約内の範囲となり、指定管理者の業務として実施するという理解でよろしいでしょうか。	消防署分署については、指定管理業務ができませんので、指定管理者となったものと、別に維持管理契約を締結することを想定しています。なお、別途契約の範囲は要求水準書P29表において「-」となっている部分となります。
2	業務要求水準書	2	第1 5	主体	表中に、消防署西分署の維持管理が、市の「事業者委託」と記載されていますが、特定事業契約の維持管理業務に含まれないが、別途委託契約する管理内容として想定されるものがありますでしょうか。 その場合、原則事業者が消防署より別途契約を受託するのでしょうか。 (例えば、要求水準29項(4)業務対象範囲で、消防署西分署部分が「-」となっている部分等)	No.1の回答をご参照ください。
3	業務要求水準書	4	第1 7 (2) ウ	神奈川県私設保育施設指導監督要綱及び私設保育施設指導監督	本要綱及び基準は、資料1諸室構成表で要求されている諸室を計画する限りは該当されない条例等に見受けられませんが、事業者が付帯施設で保育施設等を実施する場合の適用と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	業務要求水準書	4	第1 7 (3) ア	建築工事について	秦野市建築工事設計基準、秦野市工事等の管理監督及び検査規定を開示下さい。	秦野市建築工事設計基準については閲覧手続きを市HPで示します。 秦野市工事等の管理監督及び検査規定については、本市の例規集のサイトでご確認ください。 <a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm</a>
5	業務要求水準書	5	第1 8	災害時の拠点施設としての機能について	市と事業者との協定により決定しておくこととすると記載がありますが、建物の計画に関係することがあれば、現時点での協定案をご提示下さい。	建物計画に関係することは、要求水準書に示した範囲です。
6	業務要求水準書	5	第1 8	災害時について	災害用特設公衆電話は設置しないという認識で宜しいでしょうか？ また、通常利用の公衆電話の設置は無いという認識で宜しいでしょうか？	災害用公衆電話は、災害発生後に電話会社が設置します。 また、公衆電話の設置の必要はありません。
7	業務要求水準書	6	第1 9	事業期間終了後の要求水準	付帯施設(別棟)については、事業期間終了時に土地を更地で返還すること、とありますが、例えば本施設内に合築し、付帯施設部分を事業期間終了後に内装等を撤去しスケルトン返還をするといった対応をすることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。付帯施設を合築する場合は、上限価格の範囲内で整備することとなります。これにより本市が求める公共施設機能のグレードを損なうことのないよう配慮し、提案の中でこれを明確にお示しください。
8	業務要求水準書	6	第1 9	長期修繕計画策定業務	「事業期間終了後に行うべき長期修繕計画書を策定して提出」と記載がありますが、事業終了後から何年後までの長期修繕計画書の作成を想定されておりますでしょうか。	次期の事業期間に反映することを想定しています。現時点では、10年間とすることが有力となりますが、具体的には、事業開始後、適切な時期に協議したいと考えています。
9	業務要求水準書	7	第2 1 (1) イ	敷地条件	イ 敷地周辺地図に「一団の市有地の範囲」とあります。 「一団の市有地の範囲」内にある既存中学校・公民館・消防署の建築確認は、一団地申請で実施されているのでしょうか。	既存施設の建築確認は、中学校、公民館、消防分署それぞれで実施されています。
10	業務要求水準書	7	第2 1 (1) イ	敷地条件	「一団の市有地の範囲」を、本施設整備の建築確認の過程で分筆するようなことを想定されている場合、その分筆に関する作業及び付随する手続きは、本事業範囲外と考えて宜しいですか。	分筆は予定していません。
11	業務要求水準書	8	第2 1 (1) ウ	敷地の状況	青線で囲んだ北側敷地、紫線で囲んだ南側敷地は ①各種法規制・条例等の申請のベースとなる「敷地」 ②(申請上の敷地としてはP7に書かれた一団の市有地の範囲だが)事業者の本事業範囲を示したもの  ①、②上記いずれの意味合いでの表現なのでしょうか。	②の意味合いとなります
12	業務要求水準書	8	第2 1 (1) ウ	敷地の状況	青線で囲んだ北側敷地の内側に、現消防署敷地部分を外して水色線で囲んだ範囲が見受けられますが、 ①この水色の敷地境界線の意味合いをご教示ください。 ②水色の敷地境界線が、各種法規制・条例等の申請のベースとなる敷地面積を示すものである場合は、水色部分の地積測量図をご提示ください。	検討過程における色分けが残ってしまっているものであり、特段の意味はありません。
13	業務要求水準書	8	第2 1 (1) ウ	敷地の状況	忠魂碑はH27 敷地外に移設予定とありますが、事業者が設計業務に着手するH28年1月には更地になっていると考えて宜しいですか。	27年度中に敷地外に移設を予定しています。
14	業務要求水準書	8	第2 1 (1) ウ	敷地の状況	①解体対象施設についてのアスベスト調査資料をご提示ください。 ②解体撤去工事を行うにあたり既存図面、計画通知書等、ご提供頂ける資料をご教示下さい。	①平成17年度のアスベスト調査ではアスベストの使用は確認されていません。調査資料の閲覧手続きを市HPで示します。 ②準備が出来次第、貸出手続きを市HPで示します。
15	業務要求水準書	8	第2 1 (1) ウ	敷地の状況	南側敷地の体育館南側に、碑のようなものが見受けられますが、本事業内で全て撤去と考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。
16	業務要求水準書	8	第2 1 (1) ウ	敷地の状況	付帯事業施設は、要求水準書P6に別棟で、事業期間終了後に土地更地で返還と記載されていることから、現消防署敷地部分と捉えて宜しいでしょうか？	消防署敷地部分に限定して想定しているものではありません。
17	業務要求水準書	8	第2 1 (1) ウ	忠魂碑について	忠魂碑の周囲にある大きな石も含めて移設されると考えてよろしいでしょうか。	忠魂碑のみが撤去されると想定してください。
18	業務要求水準書	9	第2 1 (1) ウ	上下水道について	上下水道の現況図を開示下さい。	今後、閲覧手続きを市HPで示します。
19	業務要求水準書	9	第2 1 (2)	その他 学校専用通路	西中学校は校舎内は上履きで移動しているのでしょうか。施設内の上下足区分(学校専用通路を含む)を検討する際の情報としてご教示頂けませんでしょうか。	建物内は、すべて上履きでの利用となりますが、体育館については、体育館履きでの利用となります。
20	業務要求水準書	11	第2 1 (4)	道路の拡幅	西側道路、南側道路は、車道有効幅6m及び歩道3m、東側道路は中央後退2.35mを整備する、とありますが ①道路拡幅工事完了時期はいつになりますか。設計・建設期間との関係をお示しください。 ②段差解消の擁壁等の整備も併せて道路拡幅の整備は事業範囲外と捉えて宜しいですか。 ③本施設の建ぺい率、容積率、外構駐車台数の確保等に影響を及ぼしますので、正確な後退後の北側敷地、南側敷地の敷地境界線(段差の生じる部分については擁壁等の境界も踏まえた線も併せて)をご提示ください。 ④③と併せて、道路分供出後の正確な北側敷地、南側敷地の地積測量図をご提示ください。	①整備完了時期は南側敷地の完成までと考えています。 ②北側敷地、南側敷地、学校敷地に接する部分の道路拡幅整備等は、本事業の対象範囲となります。 ③④公表している資料2「敷地測量図」に基づき、判断をしてください。
21	業務要求水準書	11	第2 1 (6)	整備の手順について	消防署西分署は、全ての工事が完了する前から新施設を使用すると記載がありますが、いつから使用するかご教示下さい。	南側敷地の施設供用は平成30年9月を予定しています。

# 業務要求水準書等

No.	資料名	該当箇所			質問		回答
		頁	項	タイトル	内容		
22	業務要求水準書	11	第2 1 (6)	整備の手順	既存体育館北側、敷地境界線に跨って配置されている倉庫は取り壊すと考えて宜しいでしょうか。時期は、体育館解体と同時期と考えると宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
23	業務要求水準書	11	第2 2	施設設計要求水準について	参考資料の貸し出しの手続きをご教示下さい。	今後、貸出手続きを市HPで示します。	
24	業務要求水準書	11	第2 2 (1) ア (イ)	社会性—景観	北側敷地には相当数の既存樹木が見受けられます。 ①保存樹木等があればお示ください。 ②既存樹木リストをご提示願います。	①保存する樹木はありません。 ②樹木リストはありません。	
25	業務要求水準書	13	第2 2 (1) エ (ウ)	音環境	「必要なNC値」とありますが、必要諸室についてのNC値の要求数値をお示ください。	日本建築学会等により提案されている値を参考にしてください。	
26	業務要求水準書	13	第2 2 (1) エ (エ)	光環境	「光害対策」とありますが、具体的には「何に対して」の光害のことを指すのでしょうか。	近隣住民等に対しての光害対策となります。	
27	業務要求水準書	13	第2 2 (1) エ (エ)	光環境	「アリーナは使用時の照度の確保」とありますが、必要諸室についての照度の要求数値をお示ください。	文部科学省「学校環境衛生基準」及びJIS Z9110照明基準総則をご参照ください。	
28	業務要求水準書	14	第2 2 (1) エ (コ)	環境への配慮	「地元産木材の活用」とありますが、地元産とは神奈川県産という考えで宜しいでしょうか。	秦野産の木材を想定しています。	
29	業務要求水準書	14	第2 2 (1) エ (コ)	環境への配慮	c敷地内に緑化を確保すること。緑地面積については、事業者は設計に先立ち本市と協議すること。とありますが、貴市HPの環境創出行為における緑化指導の概要に、敷地面積による緑化率が記載されています。市街化区域の場合、10000㎡未満のとき15%、10000㎡以上のとき20%とあります。 ①本計画での敷地面積は、北側5500㎡、南側4600㎡各々個別で15%以上の緑化対応でしょうか、それとも北側+南側=10100㎡全体での20%敷地内緑化対応でしょうか。 ②樹木の密度の規定や、接道部植栽等、非常に厳しい内容となっていると考えます。提案書作成段階で協議に載って頂くことが可能と考えると宜しいでしょうか。 ③要求水準書P7の「一団の市有地の範囲」全体での緑化計画をする必要がある場合には、当該範囲の既存樹木の緑化面積や樹木数等をお示ください。	①緑地は原則約3万㎡全体で20%以上の緑化率とを考えてください。なお、緑地の取扱いについては「秦野市まちづくり条例施行規則」をご参照ください。 ②提案書作成時の協議は可能と考えています。 ③既存樹木の緑化面積や樹木数等は今後公表する予定です。	
30	業務要求水準書	14	第2 2 (1) コ	環境への配慮について	緑地面積の基準をご教示下さい。	No.29の回答をご参照ください。	
31	業務要求水準書	14	第2 2 (2) ア	配置計画	既存校舎(建物2)とは、移動における利便性、快適性、安全性を確保し、1階部分に渡り廊下を接続することを想定している、とありますが、既存校舎(建物2)1Fの平面図とともに、どの部分からの接続を想定されているかご教示ください。	既存の建物1(解体済み)と建物2間の渡り廊下がある位置での接続を想定しています。 なお、建物2の平面図については、今後公表する予定です。	
32	業務要求水準書	14	第2 2 (2) ア	配置計画	1階部分に渡り廊下を接続することを想定しているとありますが、渡り廊下の設計建設については、本業務範囲外と考えると宜しいでしょうか。	既存校舎と複合施設を接続する渡り廊下は、本事業の範囲内としますが、別途、市との協議が必要です。	
33	業務要求水準書	14	第2 2 (2) ア	建物配置について	本施設と既存校舎を1階部分の渡り廊下で接続することを想定していると記載がありますが、渡り廊下の整備は本事業に含まれますでしょうか。 含まれるのであれば既存校舎の図面をご提示下さい。	渡り廊下の整備は本事業内で行います。図面については貸出手続きを市HPで示します。	
34	業務要求水準書	15	第2 2 (2) カ	防火水利用施設について	防火水槽及び消火栓の設置を想定していると記載がありますが、設置は本事業に含まれますでしょうか。 含まれるのであれば仕様をご教示下さい。	既存の防火水槽が利用できない場合、北側又は南側敷地への防火水槽(40t程度)及び消火栓の設置は本事業内で必要となります。	
35	業務要求水準書	15	第2 2 (2) ア (オ)	大型車両について	大型車両スペースの確保について、車両の大きさ、数等の想定がございましたらご教示下さい。	できれば、大型バス1~2台の駐車スペースを南側敷地に確保することが望ましいと考えています。	
36	業務要求水準書	15	第2 2 (2) ア (カ)	テニスコート	テニスコートの表面仕上材は事業者提案で宜しいでしょうか。	軟式庭球に使用出来る仕上げを想定していますが、硬式庭球でも使用可能な提案を妨げるものではありません。	
37	業務要求水準書	15	第2 2 (2) ア (カ)	テニスコート	夜間照明は不要と考えると宜しいでしょうか。	中学校での利用においては必要ありません。	
38	業務要求水準書	17	第2 2 (2) ウ	静止型電源設備	非常照明は、電池内蔵型考えても宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。	
39	業務要求水準書	17	第2 2 (3) エ (イ)	非常用発電設備	対象負荷として消防の負荷をご教示願います。 また、発電機は分ける必要はないでしょうか	発電機の能力は次の性能以上としてください。(定格出力:10kVA以上、相数・電圧:単相3線・200/100V、連続運転対応型) また、非常用自家発電機は消防個別で設置してください。	
40	業務要求水準書	17	第2 2 (3) キ (ウ)	拡声設備	本施設と既存校舎の放送設備接続は一体化とありますが、別敷地を弱電線で接続することに法的な問題はないとご判断されていらっしゃるのでしょうか。	お見込みのとおりです。	
41	業務要求水準書	18	第2 2 (3) サ	防犯管理設備	駐車場等外部に設置する監視カメラの機能についてデイナイト等指定はありますか。 管理人室にて行うモニター監視を常時行うことは効率的ではありませんので、事後チェックで宜しいでしょうか。 記録画像について画素数等の指定はありますか。また、市への記録の提出は必要でしょうか。	カメラ及び記録画像の画素数は、夜間の監視にも十分な効果を発揮するものとしてください。 また、チェックは事後チェック、記録の提出は、市からの求めに応じて提出するものとしてください。	
42	業務要求水準書	18	第2 2 (3) セ (ア)	空調換気排煙設備	熱源にプロパンガスを使用するとありますが、ガスエンジンヒートポンプエアコンを想定していらっしゃるのでしょうか。パルクタンク置場等を考慮すると制約が大きいのと考えますが、どのようにお考えでしょうか。	中学校と同様にエアコンの熱源としてプロパンガスを想定していますので、パルクタンク置場を考慮して設計をお願いします。ただし、デメリットが多いと判断されるのであれば、別の提案も可とします。	
43	業務要求水準書	20	第2 2 (4) エ	その他の計画	(ア)必要な外構サインを計画すること、とありますが、既存の消防署には、「出動」という文字の照明付サインや、フラッグポール等、消防署用の特殊な外構設備が見受けられます。 ①これらは本事業範囲であり、必要と考えると宜しいですか。 ②他に一般的なサイン計画、あるいは福祉対応に必要なサイン計画等ではない、特殊サインや設備があれば内容や数量をご提示ください。	①お見込みのとおりです。なお、出動時のサイレン設備の設置が本事業の範囲となります。 ②特殊なサインや設備は想定していません。	

# 業務要求水準書等

No.	資料名	該当箇所				質問		回答	
		頁	項			タイトル	内容		
44	業務要求水準書	20	第2	2	(4)	エ	その他の計画	南側敷地に周辺の戸建て住宅用と思われる、ごみ置き場が複数ヶ所見受けられます。これらの本事業での取り扱いをご教示ください。	本事業において、既存ごみ置き場付近に確保することが必要です。詳細の設置箇所・大きさについては地元との協議の後、決定となります。
45	業務要求水準書	21	第2	3			設計・建設及び解体撤去に関する業務	解体費用を見積るため、解体対象施設(西中学校・消防署西分署)への現地調査についてご考慮頂けませんでしょうか。 詳細図面(使用されている仕上材料まで分かるもの)もなく、現地調査もできないとなると、アスベスト等が発見された場合、多大な事業者リスクとなり事業が遂行できなくなります。	平成27年2月18日～24日(土日除く)の間で個々に対応させていただきますので、希望日複数をご連絡ください。なお、グループ内企業は、同一日のご案内とさせていただきます。
46	業務要求水準書	21	第2	3	(2)	ウ	設計変更について	市や住民、法規制改訂等、事業者の起因によらない設計変更が生じた場合、設計期間の延長、設計費の増大等に関しては認めて頂くことで宜しいでしょうか。	協議することとなります。
47	業務要求水準書	21	第2	3	(4)	ア	事前調査等	電波障害調査は机上検討で宜しいでしょうか。	机上検討だけでなく、付近の電波受信状況の事前調査及び事後調査が必要です。
48	業務要求水準書	21	第2	3	(4)	ア	事前調査等	土壌汚染調査は事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、搬入土の安全性の確保は本事業での範囲となります。
49	業務要求水準書	21	第2	3	(4)	(ア)	建設及び解体撤去工事について	アスベストの調査報告書をご提示下さい。 提示いただけないのであれば、事業者決定後に再精算していただけると考えて良いでしょうか。	No.14の回答をご参照ください。
50	業務要求水準書	21	第2	3	(4)	ア	各種申請等業務	各種申請手数料の支払いは、貴市のご負担と考えて宜しいでしょうか。	事業者の負担となります。
51	業務要求水準書	22	第2	3	(4)	(イ)	建設及び解体撤去期間中業務について	秦野市の検査基準を開示下さい。	No.4の回答をご参照ください。
52	業務要求水準書	23	第2	3	(4)	ア(イ)b	工事監理業務	「工事監理業務は、常駐監理(建築担当者1名、設備担当者1名は最低常駐とする)」とありますが、この規模の建築であれば常駐不要(少なくとも建築担当者1名は常駐するものの設備担当者の常駐は不要)と考えます。設備担当者は非常駐でも宜しいでしょうか。	設備担当者は非常駐でも可とします。
53	業務要求水準書	23	第2	3	(4)	ア(イ)b	工事監理業務	工事監理業務は、常駐監理(建築担当者1名、設備担当者1名は最低常駐とする。)と記載がありますが、常駐とせず各社の提案とさせて頂きませんかでしょうか。	No.52の回答をご参照ください。
54	業務要求水準書	26	第2	3	(5)	オ	施設の利用促進に係る業務	開館前の利用申し込み受付とありますが、いつから申し込みを受付けることが可能でしょうか。 平成29年3月以降、指定管理者に指定されれば、営業活動が可能なのでしょうか。(開業準備の要求水準では、開館の6ヶ月前までに広報媒体を作成する旨、記載がありますが、それ以前の広報活動は規制されるものでしょうか。)	利用申し込み受け付けは、公民館の場合、使用日の3か月前の日が属する月の20日から受け付けを開始いたしますので、平成30年6月1日から利用可能な場合、平成30年3月20日となります。 また、広報宣伝業務については、指定管理者としての議決を受けた後に開始となります。
55	業務要求水準書	26	第2	3	(5)	オ	施設の利用促進に係る業務	現施設では、新施設での利用をいつまで、いつの利用分まで、受け付けてくれるのでしょうか。	現施設での利用受け付けは、利用案内等に関して、情報の混乱を招く恐れがあることから、新施設の受け付けは、新施設の指定管理者の業務となります。
56	業務要求水準書	26	第2	3	(5)	オ	開館式典及び内覧会等の実施に係る業務	開館式典や内覧会の規模や内容、出席者等は全て事業者の提案という理解でしょうか。また、貴市のお考えや規制等があればご教授ください。	式典及び内覧会の内容については、ご提案ください。なお、実施にあたっては協議の上、決定していきたいと考えています。
57	業務要求水準書	26	第2	3	(5)		開業準備業務	「開業準備協議会」の開始時期が決まっていたらご教授ください。	開業準備計画書の提出を受けた時点を想定しています。
58	業務要求水準書	26	第2	3	(5)	オ(イ)a	広報・宣伝活動	開館6カ月前に本施設のパンフレット等を作成し、又はホームページを開設する場合、施設が完成せず、備品等も搬入されない施設イメージの掲載となると、利用者へのイメージもわきにくいものとなってしまいます。については開館準備業務期間の設定(約2ヶ月程度)及びその期間内での作成とするのが現実的と思慮致します。開館6カ月前の理由があれば、ご教示頂けますでしょうか。	早い時期からの広報活動が必要と判断いたしました。施設の宣伝広報活動については、利用者向けのものだけは限定せずに、段階的に行っていただければいいと考えています。なお、利用者の受付開始時期についても注意し、効果的な方法を提案ください。
59	業務要求水準書	34	第3	2	(2)	ウ	建築設備保守管理業務	防犯管理設備の保守管理業務は必要ないでしょうか	要求水準に明記されていない場合であっても、本施設に設置されているすべての建築設備が保守管理の対象になるとお考えください。
60	業務要求水準書	35	第3	2	(3)		什器備品等保守管理業務	「什器備品等保守管理業務の対象は、本施設(消防署西分署を除く。)内の什器備品(本市の所有物を除く)及び消耗品とする。」とありますが、市の所有物とは、要求水準25項の表【什器備品の取扱いについて】で示されている所有者欄において「本市」と記載されているものでしょうか。 その場合、本市の所有物を除くとなっていますが、表中で備品の保守・更新を行うものが事業者となっているものは、市の所有物でも事業者が保守・更新を行う、という理解でよろしいでしょうか。	「本市の持ち込み備品」の欄を除く、すべて什器備品が対象となります。
61	業務要求水準書	39	第3	2	(8)		警備業務	「大会・イベント時には、利用者の混乱を避け、安全が確保できるよう警備体制を整えること」とありますが、学校専用利用及び、市専用利用についてはイベント規模等が正確に把握できないことから、学校、貴市にて警備を実施される、という理解でよろしいでしょうか。(要求水準51項には「学校利用時の安全管理は学校側で行う」との記載があります)	ご質問のとおり、本市主催行事、及び学校の大会等に関わる業務は、警備の対象範囲ではありません。本市主催行事、及び学校の大会等により、通常の業務体制を上回る警備を必要とする場合は、その対応については、事前に協議します。
62	業務要求水準書	39	第3	2	(8)	ウ	警備業務	機械警備はレンタル可能でしょうか。	最も効率的な方法を提案ください。
63	業務要求水準書	40	第3	2	(9)		駐車場管理業務	駐車場は利用者以外の目的外利用を抑制し、とありますが、利用者の利用を妨げない限りにおいては、定期貸し等の活用方法を提案することは可能なのでしょうか。	本施設の利用者等に必要な駐車場について、定期貸し等の活用は想定していません。
64	業務要求水準書	41	第4	1	(3)	イ	開館時間	開館時間について、利用動向に応じた開館時間の変更の提案は可能でしょうか。	拡大は提案可能です。縮小については、本市の他の公共施設とのバランスにより判断されることとなります。
65	業務要求水準書	41	第4	1	(3)	ウ	休館日	清掃・設備保守面等において、月1回の休館日では維持管理が難しい場合、月1回以上の休館を設けることは可能でしょうか。 また、貴市や学校の予定により、休館日に開館する場合は、別日に休館日を設けることができるという認識で宜しいでしょうか。	本市の類似施設の事例を見ながら協議していきたいと考えています。また、定期休館日は極力変更がないように協力します。
66	業務要求水準書	42	第4	1	(5)		市主催事業等の扱いについて	「選挙時に本施設を投票所として使用することがある。～既予約者への対応は、事業者の責任において行うこと。」と記載がありますが、利用者へのサービス提供の一環として予約者へ代替え施設等の案内も合わせて行いたい場合には、御市のご協力をお願いすることは難しいでしょうか。	協力することはできませんが、代替機能を持つ公共施設のほとんどが選挙で使用されますので、他の施設を利用することも難しいと思います。なお、衆議院の解散を除き、選挙は概ねの時期がわかるので、他の公共施設と同様に早めの情報提供を行い、予約者への事前周知を図れるようにするなどの対応は行います。

# 業務要求水準書等

No.	資料名	該当箇所			質問		回答
		頁	項	タイトル	内容		
67	業務要求水準書	44	第4 1 (9) ウ	一般開放利用について	個人利用として大アリーナ・テニスコート・会議室、団体利用として、テニスコート、会議室の利用は施設稼働率アップにおいて必要かと思慮致しますが、使用可能でしょうか。	本市の類似施設の利用実績から想定される利用の記載をしたものであり、提案を妨げるものではありません。	
68	業務要求水準書	44	第4 1 (10)	予約の受付の考え方	学校専用利用及び市専用利用について、1年間の利用想定をご教授ください。 (要求水準54項に学校で利用する時間帯の記載があり、こちらの詳細がわかる資料、及び市専用利用についてわかる資料があればお示し頂きたい)	学校専用利用の予定については、以下のとおりです。 ① プールでの授業 6～9月までの間の夏休み期間中は除く、平日8:45～15:10のうち50%程度 ② プールでの部活 平日は毎日15:30～18:00(夏休み期間中は、9:00～18:00)、休日は、9:00～18:00。いずれも2コース程度使用 ③ 大アリーナ 全日9:00～18:00 ④ 多目的室での授業 平日9:00～15:30のうち、1、2時間及び15:30～18:00 休日9:00～18:00 詳細については、学校と調整のうえ、決定することとなります。 また、市専用利用については、現在の西公民館での利用が参考となりますので、西公民館ホームページを参照してください。 <a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/nishi-ko/index.html">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/nishi-ko/index.html</a>	
69	業務要求水準書	44	第4 1 (10) (ア)	予約受付の考え方	付帯事業利用の予約の優先順位は一般開放利用を鑑みながらも、優先されるという認識で宜しいでしょうか。授業、部活等で事業者の利用が相当限られることから、ご配慮願います。	一般的には、新しい施設には利用者が集まる傾向がありますので市民利用は多くなると思われます。一般開放の優先が基本となりますが、できるだけ収益事業を行い、サービス購入費を抑えるという本事業方式の趣旨に基づき判断していきたいと考えています。	
70	業務要求水準書	47	第4 2 (2) イ (イ) a (c)	公共施設予約システムを利用する際に発生する費用について	「予約システムは本市で利用している公共施設予約システムの利用を想定している。」との記載がありますが、公共施設予約システムを利用する際に発生する費用については業務範囲外(サービス購入料の対象ではない)との認識でよろしいでしょうか。業務範囲ということであれば、システムカスタマイズ費及び利用料等について、ご教示頂けませんでしょうか。	情報システム担当で一括して対応していますので、事業者の負担とはなりません。	
71	業務要求水準書	48	第4 2 (2) ウ	利用料金に係る業務	(C)で、学校又は本市が事業者へ通知する利用に関しては、学校又は本市が無料でしようできる者とするがありますが、要求水準44項(9)利用形態の考え方で学校専用利用及び市専用利用と規定されるものは全て無料になるのでしょうか。	お見込みのとおりです。	
72	業務要求水準書	48	第4 2 ウ (イ)	利用料金について	利用料金に関し、「公の施設の設置管理に関する条例」の利用料金の上限設定は総合体育館、公民館、その他市内施設の料金を参考とするという認識で宜しいでしょうか。また、減免対象団体・事業についてお示しください。	利用料金の設定は、お見込みのとおりです。 また、減免対象団体・事業については、下記サイトより、各施設の条例でご確認ください。なお、減免の対象についても、使用料金と同様に見直しを進めていることを申し添えます。 <a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm</a>	
73	業務要求水準書	48	第4 2 (2) ウ (イ) b (a)	利用料金の水準	収入見込みに大きくかわかる利用料金の設定について、「本市が定める条例により規定する利用料金の範囲内に」との記載がありますが、御市が定める条例についてご教示頂けませんでしょうか。	現在の使用料金は、下記サイトより秦野市公民館条例及び都市公園条例を確認ください。 ここに記載されている金額が目安となりますが、消費税の課税事業者であることなどを加味したうえで、新たに定める条例の中で規定することとなります。なお、現在使用料の見直しを進めていますことを申し添えておきます。 <a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/index.htm</a>	
74	業務要求水準書	50	第4 2 (2) キ	学校利用について	貴市が委託する事業に係るものは、別途委託ということになると思慮しますが、部活動の朝練など、定例的に行われるものに対しては学校の全責任にて実施する以外は、人件費等を見込む必要があると考えます。については、活動実績(常時行っている部活動の朝練等)をご教示願います。また、学校利用に起因する修繕発生時は、市にて対応頂けるという認識で宜しいでしょうか。	朝練を行っている部活動は以下のとおりです。 【運動部】 バスケ部/バレー部/テニス部/柔道部/剣道部/卓球部 【文化部】吹奏楽部 なお、学校利用に起因する修繕発生については、お見込みのとおりです。	
75	業務要求水準書	51	第4 2 (3) ア (イ)	一般利用等運営業務	「事業者は、一般開放に供する施設・日時等については本市との協議のうえ決定することとする。」とありますが、収支計画策定にあたり、事業者側で提案した一般開放に供する施設・日時が、第一優先交渉権獲得後の協議のうえ、変更となった場合には、収支計画の見直しをせざるを得ないと考えます。その場合の提案金額の変更は認められると理解してよろしいでしょうか。	本事業の方式から、収支計画に影響を与える変更が起きることの意義は十分に承知しています。本町公民館及び西公民館の利用実績から判断していただき、本市が内容変更を求めることのないような提案をお願いします。 なお、事業開始後、市民開放利用について、想定以上の利用希望があるなどの場合は、協議したいと考えています。	
76	業務要求水準書	51	第4 2 (3) イ	プール監視業務	授業、部活動ともに、学校利用の場合における監視は必要ないという認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。	
77	業務要求水準書	51	第4 2 (3) イ (イ)	プール監視業務	学校専用利用時における事業者側の業務について、実績、若しくは今後想定される内容・頻度等をお示しください。(水泳授業補講委託、授業委託等)	複合施設の効果を十分に発揮するため、運営事業者に対し、ご質問にあるような補講をお願いすることも想定されますが、内容及び頻度等については、お示しすることができません。審査に当たっては、ぜひご提案をいただきたいと思います。実現するか否かについては、予算との兼ね合い等により判断することとなります。	
78	業務要求水準書	52	第4 2 (4)	情報提供コーナー	情報提供コーナーで扱う資料は、貴市にて調達、更新、保守等を行うという理解でよろしいでしょうか。また、取り扱い資料の種類、数等をご教授ください。	資料の調達、更新、保守等については、お見込みのとおりです。 また、資料の種類及び数については、現時点で判断できるものは、西公民館図書室の蔵書約5,000冊となりますが、6,000～7,000冊くらいまで拡大を想定した提案をお願いします。	
79	業務要求水準書	52	第4 2 (4) (オ)	図書館システム機器のリース料及び保守料について	「図書館システム機器は、既存の機器を用いることとし」との記載がありますが、その場合の機器のリース料及び保守料については業務範囲外(サービス購入料の対象ではない)との認識でよろしいでしょうか。業務範囲ということであれば、既存のシステム機器リース料及び保守料等について、ご教示頂けませんでしょうか。	本市で一括して対応していますので、事業者の負担とはなりません。	
80	業務要求水準書	54	第5 2	付帯事業について	各居室(体育館、屋内プール、会議室、武道場等)において市内類似施設の過去3年分の居室別実績(利用人数、利用料金収入、利用時間別人数等)をご教示頂けますでしょうか。	今後、市HPで示します。	
81	業務要求水準書	54	第5 2 (1) ア (イ)	多目的室での付帯事業について	平日については授業で1～2時間の利用ですが、それ以外の空き時間を活用は可能という認識で宜しいでしょうか。利用時間帯について、実績をご教示頂けますでしょうか。	空き時間の活用については、市民の優先利用を確保したうえで可能と考えています。 なお、多目的室(武道場)の学校での時間割についてはNo.68の回答をご参照ください。	
82	資料1 諸室構成表	1		体育館 更衣室	学校専用の更衣室は不要と考えて宜しいでしょうか。	学校専用のものは不要です。	
83	資料1 諸室構成表	1		プールコースについて	プールにおける部活動での利用時は共用利用が可能と思われませんが、建設するコース数が6コースということにも関連しますので、部活動で使用される想定コース数は1～2コースという認識で宜しいでしょうか。	2コース程度を想定しています。	
84	資料1 諸室構成表	1,2		体育館、プール更衣室・シャワー室	体育館用、プール用更衣室を一箇所に集約し、男女各々80人+30人=110人ずつ整備することは可能でしょうか。	生徒利用時の動線と、一般利用者の動線を区分することへの配慮を求めていますので、明確に区分できるものであれば可能と考えています。	

# 業務要求水準書等

No.	資料名	該当箇所		質問		回答
		頁	項	タイトル	内容	
85	資料1 諸室構成表	3		多目的室	柔道等の武道と記載されていますが、剣道は想定されておりますでしょうか。	部活動で剣道も想定していますので必要な天井高(4m程度)の確保が必要となります。また、一般開放においては、空手・少林寺拳法も想定しています。
86	資料1 諸室構成表	4		大会議室	内壁はボールの衝突を考慮した強度の材料を採用し…とありますが、当該諸室は天井高さ4m以上との指定です。この部屋で想定されているスポーツをご教示ください。	想定している競技は卓球、ダンス、フリーテニスなどを想定しています。
87	資料1 諸室構成表	4		会議室	3分割程度にして、 ・ひと部屋は茶道・華道など畳敷きでも利用できるようにする、とありますが、 ①OAフロアの会議室を移動間仕切等で仕切り、その中で移動量等で華道・茶道を実施するというイメージの明確化のため、想定されている空間の参考資料や参考事例等をご提示ください。 ②茶道・華道を実施するにあたり、給水等は必要ではありませんか。	①参考資料や事例等はありません。茶道・華道などの利用は学校活動(部活動等)などで、限定的な利用を想定しています。 ②給水施設等は想定していません。
88	資料1 諸室構成表	5		職員の執務について	市職員の執務スペースはどの程度のスペースとは机等を設置し、執務が可能なスペースという認識でしょうか？ スペース創出において、必要な備品はございますでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、備品については「資料6 什器備品リスト」のとおりです。
89	資料1 諸室構成表	5		その他諸室 便所	学校専用(男女)便所の規模(便器個数・手洗い個数等)をご教示ください。	便器の設置数は学校利用者の同時利用率等を勘定して提案してください。
90	資料1 諸室構成表	7		諸室構成表について	消防署西分署の食堂・厨房欄に記載のある器具とは、備品リストの2階食堂備品と同様であると考えてよろしいでしょうか。 そうでなければ、仕様・数量をご教示下さい。	お見込みのとおりです。
91	資料1 諸室構成表	8		消防署西分署 一般供用部 男子トイレ 女子トイレ みんなのトイレ	消防署西分署一般供用部の各トイレには冷暖房の欄に○がついています。不要と考えて宜しいでしょうか。(学校・公民館複合施設のその他諸室に記載されている便所には、冷暖房の欄に○はありません。)  冷暖房が必要な場合はその理由をご教示ください。	お見込みのとおりです。
92	資料1 諸室構成表	8		車庫前等	要求水準書P15(キ)に記載の車両回転スペース14m×22mの中に、車庫前等で記載されているほふく救出が実施できるスペースは含まれていると考えて宜しいですか。別で確保が必要な場合は、その必要な規模をご教示ください。	お見込みのとおりです。
93	資料1 諸室構成表	8		諸室構成表について	消防署西分署の屋上に設置する訓練用資機材庫の大きさ、仕様をご教示下さい。	訓練用資機材庫は2,000mm程度×3,800mm程度×高さ2,000mm以上を想定しています。
94	資料1 諸室構成表	全般		資料1 諸室構成表	計画面積は多少の増減があっても宜しいでしょうか。またその増減の範囲はどの程度でしょうか(例えば±10%以内など)。	計画面積は最低限確保すべき面積となりますので、減少することは想定していません。
95	資料1 諸室構成表			ごみ置き場等	ごみ置き場の規模・仕様等をご提示ください。(複合施設部分・消防部分共)	市による収集のための3㎡程度のごみ置き場が必要と考えますが、詳細は協議により決定することとします。
96	資料3 基本設計完了時提出			書類サイズ	基本設計図書のサイズはA3版で宜しいですか。	原図は二つ折り又は三つ折り原図入れに納めてください。製本は左綴じ製本(A2版)と二つ折り製本(A3版)としてください。
97	資料4 実施設計完了時提出物			CASBEE	要求水準書にはCASBEEに関する記載がなく、資料4にCASBEE申請書1式とあるのですが、 ①これは自己評価による、建築物温暖化対策計画書制度(CASBEEかながわ)への対応書類と考えて宜しいですか？(第三者評価によるCASBEE認定ではないと捉えて宜しいですか。) ②CASBEEランクの指定はないと考えて宜しいですか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。
98	資料6 什器備品リスト	2		什器備品リストについて	調理室備品の炊事用具一式、ワゴン、炊飯器、冷蔵庫、鍋類一式、包丁、フライパン、和洋食器セット、食器一式の内容をご教示下さい。ワゴンにつきましては大きさをご教示下さい。	今後、お示しします。



その他

No.	資料名	該当箇所		質問		回答
		頁	項	タイトル	内容	
1	審査基準	3	I 6	審査の流れ	応募者が1グループのみで次点交渉権者がいない場合でも、事業契約は成立すると考えて宜しいでしょうか。	1グループのみでも優先交渉権者選定の審査を行います。
2	審査基準	3	I 6	基礎審査	「業務要求水準項目達成の確認」とあり、満たしていなければ、失格とありますが、業務要求水準項目達成の確認はどのように行うのでしょうか。提案書にて「要求水準はすべて実施」しますと記載すれば、それで「達成した」と認識頂けるということで宜しいでしょうか。	本審査項目は、業務要求水準を定量的に満たしているかを確認するものです。要求水準の内容が正しく理解され、かつこれを定量的に達成する能力を有するか、提案書の中で具体的かつ明確にお示し下さい。
3	審査基準	5	III 3	加点審査について	平成25年度対話参加者の総合得点が他グループより下回っていた時の想定をご教示ください。グループ各構成員が所有するインセンティブ点数が合計得点の1割を超えない範囲で加点されるという認識で宜しいでしょうか。	インセンティブについては、加点審査時に考慮することとしています。

No.	資料名	該当箇所		質問		回答
		頁	項	タイトル	内容	
1	様式集	1	1	書類提出要領	「提出書類の副本には会社名が判別・類推できる文言や記号等を記載しないこと。」と記載がありますが、書類番号1-1から1-19の副本は、正本のコピーとの理解でよろしいでしょうか。	参加表明時の書類については、提案審査には用いませので、コピーで構いません。
2	様式集	1	1	書類提出要領	「電子媒体に保存のうえ封筒に入れ封入し提出すること。」との記載がありますが、提出すべきデータ形式(PDF, Word, Excel等)についてご教示頂けませんでしょうか。	Word及びExcelで作成した書類は、そのままのデータ形式で提出をお願いします。それ以外の添付資料等は、PDF, Word又はExcelでの提出をお願いします。
3	様式集	1	1	書類提出要領	添付資料(例えば書類番号3-8に対し別紙にて地元企業のアピール等の添付)についてご教示頂けませんでしょうか。	審査の際は、プレゼンテーションを行うことを予定しています。A4版1枚に収まらない場合のアピール資料は、その際に提示してください。なお、追加資料はA4版1枚以内として下さい。
4	様式集	2	2 (1)	提出書類について	構成企業・協力企業が提出しなければならない資料をお示しください。	グループ全体で応募書類の調整を行っていただくこととなります。構成企業又は協力企業に本市が独自に求めるものはありませんので、よりよい配点が取れるように、グループ内での調整をお願いいたします。
5	様式集	3	2 (3)	提案書にて提出する図面について	図面をA4サイズで提出とありますが、各図面の縮尺は1:500程度と考えて宜しいでしょうか。	訂正いたします。A3サイズでの提出をお願いします。
6	様式集	3	2 (3)	事業提案書の提出時に必要な書類	書類番号3-15から3-19までの図面もA4版での提出でよろしいでしょうか。また縮尺について任意との理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
7	様式集	3	2 (3)	事業提案書の提出時に必要な書類	書類番号3-1から3-27までの副本が3部と記載されておりますが、募集要項P28に記載の通り、副本は15部の提出という理解でよろしいでしょうか。	様式集は誤記となります。募集要項が正式なものとなります。
8	様式集	3	2 (3)	事業提案書の提出時に必要な書類	書類番号3-15から3-19までの図面もA4版横長での提出でよろしいでしょうか。A3版横長での提出の場合、書類提出要領にある通り、A4版の大きさに折込んで綴じた方がよろしいでしょうか。また図面の縮尺は、任意との理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
9	様式集	8		様式1-3 応募グループ構成員票	参加表明書等における付帯事業担当企業の取扱いについてご教示頂けませんでしょうか。また参加表明書等に関する質問については、提出資料の準備・手配期間をご考慮頂き、回答公表日の2月12日より前の公表をご検討頂けませんでしょうか。	構成員が付帯事業を行う場合については、参加表明が行われることとなりますが、付帯事業を行うものが協力企業である場合は、参加表明の時点でその内容や企業名を明らかにする必要はありません。
10	様式集	10		記載する設計実績	募集要項での設計企業の履行実績では、aとbの両方の実績が必要との解釈をしておりますが、参加表明書の様式では1件しか記載欄がありません。これはどちらか1件のみの記載でよろしいのか、2枚に分けて記載するのかご教示ください。	一社で要件を満たす場合は、実績欄を追加してください。二社で満たす場合は、それぞれをご記入ください。
11	様式集	50		収支について	50ページの収支の表は、あくまで「施設整備と維持管理・運営費」の事業全体での収支を記載すれば良いという認識で宜しいでしょうか。	50ページの様式は、10年間に及ぶ管理運営業務の確実性を審査するためのものであり、管理運営業務に関わるものみの記載となります。

その他

No.	資料名	該当箇所		質問		回答
		頁	項	タイトル	内容	
1	基本方針の内容等に関する問い合わせ及び回答内容	1	3-1	約3万㎡全体の敷地	<p>要求水準書に記載されている北側敷地、南側敷地、またこの回答に記載されている約3万㎡全体での敷地など、計画敷地の定義が公表資料によって混在しています。各種許認可申請のベースとなる敷地は、どれをもとに計画していったら宜しいのか、申請毎に異なるのであればそれも含めてご教示ください。</p> <p>これまでの経緯や敷地の解釈等が複雑で文書による回答だけでは十分なやりとりが出来ないことも思料されますので、可能であれば至急、敷地の扱い方に関する直接説明・質問の機会を設けて頂きたいです。</p>	<p>まちづくり条例、土地の埋立て等の規制に関する条例及び景観まちづくり条例並びに景観法の手続は、約3万㎡全体の敷地での扱いになります。建築確認(計画通知)については、施設の計画内容によって、敷地設定が条例上とは変わることも考えられます。</p> <p>都市計画法における開発区域の考え方は、原則約3万㎡全体となりますが、提案の内容によって区域及び手続については別途協議が必要になります。</p> <p>事業説明の機会については、平成27年2月18日～24日(土日除く)の間で個々に対応させていただきますので、希望日複数をご連絡ください。なお、グループ内企業は、同一日でご案内とさせていただきます。</p>
2	基本方針の内容等に関する問い合わせ及び回答内容	1	3-1	約3万㎡全体で申請を実施する場合	<p>約3万㎡全体で各種許認可申請を実施する場合に、本施設や南側敷地外構の設計・申請業務とは別に「既存施設の諸条件把握業務」が想定されます。</p> <p>諸条件把握のために</p> <p>①既存施設の最新の計画通知関連書類</p> <p>②既存施設の最新図(申請時に要求される最新の平面図等)</p> <p>③既存施設の外構図(緑化・舗装・雨水計画等)</p> <p>等が必要で、万一それらが不十分な場合には、既存施設の諸条件整理作業や既存図作図作業が必要です。</p> <p>これらは全て本事業範囲外で、事業者が各種許認可申請時に必要な情報・図面等は全て貴市からご提示いただけるものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>今後、貸出手続きについて市HPで示します。なお、不足する情報・図面については事業の範囲内で調査等をお願いいたします。</p>
3	基本方針の内容等に関する問い合わせ及び回答内容	1	7-1	消防署西分署の配置	<p>「消防署西分署は、国道に面し、交差点からも距離がある現在地又は隣接する忠魂碑の位置が最適な位置となります。」とありますが、関係所管庁協議により問題が生じなければ、自由な配置計画を行っても宜しいでしょうか。</p>	<p>位置に関しては、現在地より大きく動くことは想定していません。</p>

No.	資料名	該当箇所		質問		回答
		頁	項	タイトル	内容	
1	敷地内視察				<p>要求水準書がご提示された現段階で、敷地内部を含めた見学会の実施をお願い致します。</p>	<p>平成27年2月18日～24日(土日除く)の間で個々に対応させていただきますので、希望日複数をご連絡ください。なお、グループ内企業は、同一日でご案内とさせていただきます。</p>
2				地盤調査	<p>北敷地の追加の地盤調査が必要と思われます。秦野市で調査していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>既存の地盤調査結果を参考に地層確認し、施工前に地盤調査を実施して地耐力を確認してください。また、必要な追加調査については、本事業の範囲で行ってください。</p>
3				地盤調査	<p>基礎形式は杭基礎になるとは思われますが、横方向変形係数が提示されていないため想定値となってしまいます。</p> <p>横方向変形係数を提示いただけないでしょうか。</p> <p>提示いただけないのであれば、事業者決定後に再精算していただけると考えて良いでしょうか。</p>	<p>孔内水平載荷試験は未実施です。既存地盤データのN値から推定して設計する手法もありますが、調査を実施することで合理的な基礎設計が可能となり、コストを低減されるという提案もあり得ます。</p>
4				既存建屋	<p>既存建屋(建物1・建物9)は杭基礎と思われませんが、その位置をご提示下さい。またすべて撤去済みか、残置されているかもお願いします。</p>	<p>建物1は直接基礎でH26年度に解体済みです。建物9は杭基礎で新築図面は確認できます。閲覧方法については、市HPで示します。</p>
5				既存建屋	<p>解体予定の建物の図面をご提示下さい。</p>	<p>今後、貸出手続きについては、市HPで示します。</p>
6				現地調査について	<p>解体工事費算出のため、解体予定の建物の内外部を確認させていただきたいのですが、可能でしょうか。</p>	<p>No.1の回答をご参照ください。</p>